

大正セントラルテニスクラブ目白 会員規約

第1条 (名称) 本クラブは大正セントラルテニスクラブ目白（以下クラブという）と称す。

第2条 (目的) 株式会社テニスユニバースが管理運営するテニスコート及びその付属施設（以下施設という）を利用して、テニスの上達や心身の健康をサポートし、会員相互の親睦を図るとともにテニスの普及、発展に寄与することを目的とする。

第3条 (会員の種類) クラブ会員は次の通りとする。

会員の種類	区分	
個人会員 (期間:在籍する限り)	プレミアム正会員	定休日を除いたデイトタイム及びナイター営業時間に施設・プログラムを利用できる。
	プレミアム全日家族会員	会員本人または配偶者の2親等以内の18歳以上の家族。プレミアム正会員に準じて施設・プログラムを利用できる。
	平日プレミアム会員	土日祝祭日および定休日を除いたデイトタイム及びナイター営業時間に施設・プログラムを利用できる。
	平日プレミアム家族会員	会員本人または配偶者の2親等以内の18歳以上の家族。プレミアム平日会員に準じて施設・プログラムを利用できる。
	正会員	定休日を除きデイトタイム営業時間に施設・プログラムを利用できる。
	全日家族会員	会員本人または配偶者の2親等以内の18歳以上の家族。全日会員に準じて施設・プログラムを利用できる。
	休日会員	土日祝祭日のデイトタイム営業時間に施設・プログラムを利用できる。
	休日家族会員	会員本人または配偶者の2親等以内の18歳以上の家族。休日会員に準じて施設・プログラムを利用できる。
	休日モーニング会員	定休日を除き土日及び祝祭日の開館より13時までの間に施設・プログラムを利用できる。
	休日アフタヌーン会員	定休日を除き土日及び祝祭日の13時より18時までの間に施設・プログラムを利用できる。(11月～2月は17時まで)
	平日会員	土日祝祭日および定休日を除き、デイトタイム営業時間に施設・プログラムを利用できる。
	平日家族会員	会員本人または配偶者の2親等以内の18歳以上の家族。平日会員に準じて施設・プログラムを利用できる。
	平日モーニング会員	土日祝祭日および定休日を除いた、13:00までの時間に施設・プログラムを利用できる。
	平日トワイライト会員	土日祝祭日および定休日を除いた、16:00～19:00までの時間に施設・プログラムを利用できる。
	ナイター会員	ナイター営業時間に施設・プログラムを利用できる。
	ナイター家族会員	会員本人または配偶者の2親等以内の18歳以上の家族。ナイター会員に準じて施設・プログラムを利用できる。
シニア正会員	シニア正会員	当テニスクラブに継続して10年以上在籍された65歳以上の方で、全日会員に準ずる。
	シニア平日会員	当テニスクラブに継続して10年以上在籍された65歳以上の方で、平日会員に準ずる。
	シニアナイター会員	当テニスクラブに継続して10年以上在籍された65歳以上の方で、全日ナイター会員に準ずる。
チャイルドメンバー (期間:1年間)	チャイルドメンバー	会員本人または配偶者の2親等以内の12～18歳までの方対象に、主となる会員と同伴を条件に全日会員に準じて、施設・プログラムを利用できる。
	ナイターチャイルドメンバー	会員本人または配偶者の2親等以内の12～18歳までの方対象に、主となる会員と同伴を条件にナイター全日会員に準じて施設・プログラムを利用できる。
法人会員 (期間:1年間)	法人会員	定休日を除き、デイトタイムに施設・プログラムを利用できる。
	ナイター法人会員	定休日を除き、ナイター時間帯に施設・プログラムを利用できる。
	プレミアム法人会員	定休日を除いたデイトタイム及びナイター営業時間に施設・プログラムを利用できる。

第4条 (入会) 所定の申込手続きを行い、別に定める登録料及び会費を納入し、クラブへの入会手続きとする。

第5条 (会員の期間) 会員たる期間は第3条に定める通りとする。尚、法人会員に関しては、以降継続の際はクラブより請求書を発行し、指定した日までに会費を支払うことにより会員期間を更新することができる。

第6条 (登録料及び年会費)

- 1) 登録料は理由のいかんを問わず返金しない。
- 2) 登録料及び会費は社会情勢により変更することがある。

第7条 (会員資格の譲渡禁止) 会員資格の譲渡はできない。

第8条 (変更事項の届出) 会員は住所、連絡先等、入会申込諸事項に変更のあった場合は速やかに届け出なければならない。

第9条 (会員種類の変更) 会員が他の会員種別への変更を希望する場合は所定の手続きを行い、登録料の差額を精算することにより、その会員の資格を得ることが出来る。但し、クラブは会員数の状況を見て変更を留保することがある。

第10条 (退会) 会員が退会する場合、原則として月末にて退会とし、同月15日までに所定の手続きを行う。

第11条 (休会) やむをえない事情(病気、怪我等個人的事情に限る)を除いては、原則として認めない。やむをえない事情が生じた場合、別途規定に定めるものとする。

第12条 (再入会) 退会后、再入会する場合、クラブの許可を要すると共に、改めて登録料を申し受ける。

第13条 (会員証) 会員がクラブを利用する時は、クラブが発行した会員証をクラブフロントにてチェックイン登録、利用後はチェックアウト登録をするものとする。

- 1) 会員本人以外の会員証の使用を禁止する。
- 2) 会員証を盗難、その他の事故により紛失した場合は所定の手続きを速やかに行わなければならない。

第14条 (ビジター)

会員は会員以外の者をビジターとして原則として3名まで同伴することができる。この場合はビジターの行為については会員がいきさきの責任を負うものとする。料金およびプログラムの参加については別途案内に定める。クラブは利用状況その他の事情によりビジターの同伴を制限することがある。

第15条 (資格の喪失) 会員は次の一つに該当するときは資格を失う。

- 1) 死亡及び除名
- 2) 家族会員が会員としてその資格要件を失ったとき。

第16条 (除名) クラブは会員が次のいずれかに該当するとき、除名並びに利用継続の拒絶をすることができる。

- 1) クラブの名誉毀損、信用を失墜並びに秩序を乱す行為があったと認められたとき。
- 2) クラブ内における商業行為による金銭授受等があったと認められたとき。
- 3) 本規約あるいはクラブ諸規定に違反したとき。
- 4) その他、除名が妥当であるとクラブが判断したとき。

第17条 (施設の利用)

- 1) 会員の施設利用時間及び利用方法については別途営業案内に定めるものとする。
- 2) 会員は施設利用については係員の指示に従うものとする。

第18条 (クラブ休日) クラブの休日は別途に定める。

第19条 (クラブの閉鎖及び利用制限)

クラブは、施設の改修、特別の行事、天災地変、著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な予告期間を置いてクラブを閉鎖またはその全部もしくは一部の使用の制限をすることができる。但し、天災地変が生じた場合など直ちにクラブを閉鎖または利用制限することがやむを得ない場合には、合理的な予告期間を置かないことができる。

第20条 (免責)

- 1) クラブは、会員間のトラブルについて、その責を負わない。
- 2) クラブは、施設内で発生した盗難、負傷などの事故について、クラブに故意又は重過失がある場合を除き、その責を負わない。但し、クラブに故意又は重過失がない場合であっても、当該事故に関しクラブまたは施設所有者が保険金を受領した場合には、当該保険金の金額の範囲内で会員に補償する。

第21条 (改正) 本規約及び細則が将来実情に適しなくなった場合には改正することができる。

2022年2月1日施行